

富山市 10度以上の勾配を呈す溪流等の範囲



凡 例

10度以上の勾配を呈する溪流等の範囲

行政界

地域境界

・測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 418

・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

0 0.5 1 km

N





凡 例

10度以上の勾配を呈する溪流等の範囲

行政界

地域境界

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 418

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

0 0.5 1 km

N



凡 例

10度以上の勾配を呈する溪流等の範囲

行政界

地域境界

・測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 418

・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

0 0.5 1 km

